入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成２６年１２月　２日

独立行政法人水産総合研究センター
水産工学研究所長　渡部　俊広

１．調　達　内　容

（１）調達物品及び数量　　多項目水質計　一式

（２）調達物品の仕様　　入札説明書による。

（３）納　入　期　限　　平成２７年　１月３０日

（４）納　入　場　所　　茨城県神栖市波崎７６２０－７

（５）入　札　方　法　　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

２．競争参加資格

（１）独立行政法人水産総合研究センター契約事務取扱規程（平成１３年４月１日付け１３水研第６５号）第１２条第１項及び第１３条の規定に該当しない者であること。

（２）平成２５・２６・２７年度独立行政法人水産総合研究センター競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売契約」の業種「精密機器類」もしくは「その他」で「Ａ」、「Ｂ」「Ｃ」又は「Ｄ」いずれかの等級に格付けされている者であること。

（３）独立行政法人水産総合研究センター理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

３．入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

①直接交付
〒３１４－０４０８
茨城県神栖市波崎７６２０－７
独立行政法人水産総合研究センター水産工学研究所
業務推進部業務管理課用度係
電　話　０４７９－４４－５９３２
ＦＡＸ　０４７９－４４－１８７５

②宅配便着払いによる交付
任意書式に「（件名）入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてＦＡＸ送信すること。

③メールによる交付
任意書式に「（件名）入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてＦＡＸ送信すること。

４．入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、平成２６年１２月９日までに上記３．あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当センターのホームページにて公表することにより入札説明会に代える。
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ

又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5．入札の日時及び場所等

（１）入札書の受領期限及び提出場所　平成２６年１２月１６日　１７時００分
３．①に同じ。

（２）開札の日時及び場所　平成２６年１２月１９日　１１時００分
茨城県神栖市波崎７６２０－７
独立行政法人水産総合研究センター
水産工学研究所研究本館１階会議室

6．その他

（１）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

（２）入札保証金及び契約保証金　免除。

（３）入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

（４）契約書作成の要否　要。

（５）落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（６）競争参加者は、入札の際に独立行政法人水産総合研究センターの資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

（７）詳細は入札説明書による。

7．契約に係る情報の公表

（１）公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当センターにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注１として再就職していること
② 当センターとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること※注２
※注１　「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
※注２　総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

（２）公表する情報
上記（１）に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当センターの役員経験者及び課長相当職以上経験者（当センターＯＢ）の人数、職名及び当センターにおける最終職名
② 当センターとの間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当センターとの間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当センターに提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当センターＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当センターにおける最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当センターとの間の取引高

（４）公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（４月に締結した契約については原則として９３日以内）

（５）その他
当センターホームページ（契約に関する情報）に「独立行政法人水産総合研究センターが行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当センターへの提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

購　入　仕　様　書

１．品　　名　　多項目水質計

２．数　　量　　一式

３．構　　成　　・本体　　　　　　　１台
　　　　　　　　・インターフェイス　１台
　　　　　　　　・ソフトウェア　　　１個
　　　　　　　　・センサーガード　　１式
　　　　　　　　・ケージ　　　　　　１式
　　　　　　　　・ウェイト　　　　　１式

４．仕　　様

１）水深、水温、電気伝導度(塩分)、クロロフィル、濁度、溶存酸素(DO)を計測できる機能を有すること。

２）連続で10時間程度使用可能な充電式バッテリーと、0.1ピッチ1000mの計測を10回以上記録・保存可能な記憶容量を内蔵すること。

３）各センサーの時定数は0.5秒以内であること。

４）水深1000mまで計測可能な耐圧を有すること。

５)各センサーの測定範囲は、水深計:0~1000m、水温:0~40℃、電気伝導度:1.0~65mS/cm、DO計：0~20mg/l、クロロフィル計：0~400ppb、濁度計：0~1000FTU以上であること。

６)各センサーの精度は、水深計:±3m以内、水温:±0.01℃以内、電気伝導度:±0.01mS/cm以内、DO計：±4%以内、クロロフィル計：±1%FS以内、濁度計：±0.3FTU以内であること。

７）計測終了後、メモリーに記録された観測データを、船上または陸上において汎用パソコンへ取り込むことが可能な通信機能を有すること。そのためのインターフェイス及びソフトウェアを付属すること。

８）空中重量3.5kg、水中重量2.0kg以内であること。

９）外寸がφ150×500mm以内であること。

10）各センサーの計測に影響せず、本体が海底に着底した際に、センサー部を破損から保護することができるセンサーガードを付属すること。外寸はφ300×350mm以内で、ステンレス等の腐食に強い材質とし、船上または陸上にて本体への着脱が可能な構造であること。

11）各センサーの計測に影響せず、本体が海底に着底した際に、センサー部及び本体を破損から保護することができるケージを付属すること。外寸はφ350×700mm

以内で、ステンレス等の腐食に強い材質とし、船上または陸上にて本体への着脱が可能な構造であること。

12）各センサーの計測に影響せず、最小３kg、最大９kg 程のウェイトを付属すること。船上または陸上にて本体への着脱が可能な構造であること。

５．納入場所　　茨城県神栖市波崎７６２０－７
独立行政法人水産総合研究センター
水産工学研究所

６．納入期限　　平成２７年　１月３０日

７．そ の 他

１）本装置の搬入、試験調整及び操作説明等に必要な経費は、受注者側で負担すること。

２）受注者は、本装置の操作に従事する職員に対し十分な操作説明を行うこと。日時は担当職員と打ち合わせの上、決定すること。

３）受注者は、本装置構成機器について和文で示した取扱説明書を納入時に１部、CD-R １枚を提出すること。

４）納入後一ヶ年以内に受注者側の責任による欠陥が生じた場合には、受注者の責任において交換又は補修を行うこと。

５）詳細については担当職員の指示に従うこと。